

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		他人の占有する土地の試掘等の許可
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 61 条 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		他人の占有する土地等への立入りに係る許可証の発行
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 62 条 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		他人の占有する土地の試掘等に係る許可証の発行
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 62 条 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		土地の形質の変更等の許可
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 66 条 1 項から 3 項まで
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準		
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		土地の形質の変更等の承認
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 66 条 7 項及び 8 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		緑地保全地域における行為の規制等
根拠法令(例規)及び条項		都市緑地法 6 条 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 29 年法律第 26 号
関 係 条 項		都市緑地法 8 条
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		土地の試掘等の許可に関する事務
根拠法令(例規)及び条項		住宅地区改良法第 21 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 26 年法律第 69 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ①：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		総期間 7 日間（注：休日は含まない。）
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別緑地保全地区内における行為の許可
根拠法令(例規)及び条項		都市緑地法第 14 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和四十八年法律第七十二号
関 係 条 項		都市緑地法施行令第 2 条 第 3 条 第 6 条、都市緑地法施行規則第 3 条 第 5 条
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		優良住宅の認定
根拠法令(例規)及び条項		租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ 第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ 第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ・第 15 号ニ 第 63 条第 3 項第 5 号イ・第 6 号 第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ・第 6 号
法令(例規)番号		昭和三十二年法律第二十六号
関係条項		美唄市優良住宅認定規則第 2 条～第 4 条
所管課係名		都市建築住宅課都市建築係
審査基準	基準	【美唄市優良住宅認定規則】 (認定の申請) 第 2 条 法第 28 条の 4 第 3 項第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニ又は第 63 条第 3 項第 7 号ロの規定に基づく認定(以下「優良住宅認定」という。)の申請(第 3 条に規定する申請を除く。)は、住宅の新築の工事完了後に、優良住宅認定申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちょくしている場合においては、工事完了前においても行うことができる。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 新築住宅等の概要説明書(様式第 2 号)。ただし、一団の住宅に係る法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニの規定に基づく認定の申請にあつては、新築住宅等の概要説明書(様式第 3 号)による。 (2) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地(以下「一団の宅地」という。)の付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を記載した図面で縮尺 3,000 分の 1 以上であるもの。 (3) 一団の宅地の面積計算書及び面積計算上必要な事項を記載した図面 (4) 一団の宅地に係る土地の登記事項証明書(当該土地の登記が完了していない場合にあつては、土地売買契約書の写し。) (5) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 4 項の規定による確認済証又はその写し(同法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。次号において同じ。) (6) 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証又はその写し(法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニの規定に基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合を除く。第 15 号において同じ。) (7) 申請者の宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条第 1 項の免許、設計者及び工事監理者の建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 4 条第 1 項又は第 2 項の免許及び同法第 23 条第 1 項の建築士事務所の登録並びに工事施行者の建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を有することを証する書

	類 (8) 床面積計算書 各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分とそれ以外の部分との別、専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の延床面積に占める比率その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載したもの (9) 各階平面図 方位、間取り、各室の用途、壁の位置及び種類、台所等の設備並びに床面積計算上必要な事項を記載した図面で縮尺 100 分の 1 であるもの (10) 台所(寄宿舍にあっては食堂)、水洗便所、洗面設備、浴室及び収納設備に関する説明書及び図面 (11) 配置図、方位、敷地の境界線、敷地内における家屋及び附属家屋の位置並びに敷地面積計算上必要な事項を記載した図面で縮尺 300 分の 1 以上であるもの (12) 敷地面積計算書 (13) 請負契約書その他の書類又はその写しで、住宅の建築に要した費用を証明するもの (14) 建築費計算書(様式第 4 号) (15) 住宅に係る売買契約書その他の書類又はその写しで、当該住宅の譲渡時期が確認できるもの (16) 住宅が建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)別記第 1 号様式の副本に規定する高床式住宅で、当該高床式住宅に該当する旨の記載のある確認済証を有しない場合にあっては、特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 3 第 1 項の認定の申請を同時に 2 以上行う場合において、前項各号に掲げる図書で重複するものがあるときは、当該重複する図書については、前項の規定にかかわらず、添付を省略することができる。 第 3 条 住宅の新築の工事着手後完了前に法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニの規定に基づく認定を受けた者の新築の工事完了後における法第 28 条の 4 第 3 項第 7 号ロ又は第 63 条第 3 項第 7 号ロの規定に基づく認定の申請は、優良住宅認定申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 新築住宅等の概要説明書(様式第 2 号) (2) 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証又はその写し(同法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。) (3) 法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニの規定に基づく認定を受けた後設計上の変更を行った場合にあっては、当該変更事項等を記載した図書 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の認定の申請について準用する。
--	---

	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		7日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		⑧広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 ※条例第 6 条第 5 項の北海道景観審議会の意見を聴かなければならないこととされている許可を除く。
根拠法令(例規)及び条項		北海道屋外広告物条例 3 条 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年条例第 33 号
関 係 条 項		北海道屋外広告物条例のあらまし
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	北海道屋外広告物条例のあらましによる審査基準を準用する。 3. 地域区分の考え方 (1) 禁止地域 (2) 許可地域 4. 許可基準 (1) 固定広告物の許可基準 (地域別) (2) 固定広告物の許可基準 (種類別) (3) 簡易広告物の規格 (許可地域共通) 5. 許可申請手続 (1) 屋外広告物を掲出する場合の手続きの流れ (2) 許可申請手続に必要な書類 (3) 許可申請手数料
	審査基準未設定理由	㊦: 審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ: 実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		⑨公共的目的等をもった広告物の表示又はこれらを掲出する物件（案内用広告物）の設置の許可
根拠法令(例規)及び条項		北海道屋外広告物条例 6 条 2 項
法 令（例 規）番 号		平成 30 年条例第 33 号
関 係 条 項		北海道屋外広告物条例 6 条 3～5 項
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	北海道屋外広告物条例のあらましによる審査基準を準用する。 8. 適用除外広告物 （1）許可地域、禁止地域、禁止物件でも許可を受けずに提出できる広告物 （2）許可地域で許可を受けずに掲出できる広告物
	審査基準未設定理由	㍿：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		⑬広告物の表示又は掲出物件の設置の内容の変更等の許可（８及び９に掲げる事務に係るものに限る。）
根拠法令(例規)及び条項		北海道屋外広告物条例 10 条 1 項
法 令（例 規）番 号		平成 30 年条例第 33 号
関 係 条 項		北海道屋外広告物条例のあらまし
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	北海道屋外広告物条例のあらましによる審査基準を準用する。 6. 継続等の許可及び諸届出 （２）変更許可申請
	審査基準未設定理由	㍿：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		⑭広告物の表示又は掲出物件の設置の継続の許可（8 及び 9 に掲げる事務に係るものに限る。）
根拠法令(例規)及び条項		北海道屋外広告物条例 10 条 2 項
法 令（例 規）番 号		平成 30 年条例第 33 号
関 係 条 項		北海道屋外広告物条例のあらまし
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	北海道屋外広告物条例のあらましによる審査基準を準用する。 6. 継続等の許可及び諸届出 （1）継続許可申請
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	土地の試掘の許可等	
根拠法令(例規)及び条項	住宅地区改良法 21 条	
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年法律第 69 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	設定しない	
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 7 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		他人の占有する土地への立入りの許可(道、独立行政法人都市再生機構又は北海道住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)
根拠法令(例規)及び条項		都市再開発法 60 条 1 項ただし書(同条 2 項で準用する場合を含む)
法 令 (例 規) 番 号		平成 30 年法律第 72 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		